

[改正後全文]

	厚生労働省発雇児第 0612001 号
	平成 20 年 6 月 12 日
第一次改正	厚生労働省発雇児第 0619001 号
	平成 21 年 6 月 19 日
第二次改正	厚生労働省発雇児 0401 第 7 号
	平成 22 年 4 月 1 日
第三次改正	厚生労働省発雇児 0331 第 13 号
	平成 23 年 3 月 31 日
第四次改正	厚生労働省発雇児 0405 第 14 号
	平成 24 年 4 月 5 日
第五次改正	厚生労働省発雇児 0320 第 6 号
	平成 26 年 3 月 20 日
第六次改正	厚生労働省発雇児 0203 第 12 号
	平成 27 年 2 月 3 日
第七次改正	厚生労働省発雇児 0409 第 1 号
	平成 27 年 4 月 9 日
第八次改正	厚生労働省発雇児 0909 第 2 号
	平成 28 年 9 月 9 日
第九次改正	厚生労働省発雇児 0615 第 5 号
	平成 29 年 6 月 15 日
第十次改正	厚生労働省発子 0509 第 1 号
	平成 30 年 5 月 9 日
第十一次改正	厚生労働省発子 0606 第 2 号
	令和元年 6 月 6 日
第十二次改正	厚生労働省発子 0818 第 1 号
	令和 2 年 8 月 18 日
第十三次改正	厚生労働省発子 0818 第 2 号
	令和 2 年 8 月 18 日
第十四次改正	厚生労働省発子 0615 第 1 号
	令和 3 年 6 月 15 日
第十五次改正	厚生労働省発子 0201 第 6 号
	令和 4 年 2 月 1 日
第十六次改正	厚生労働省発子 0623 第 5 号
	令和 4 年 6 月 23 日
第十七次改正	厚生労働省発子 1222 第 9 号
	令和 4 年 12 月 22 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市長 殿  
市区町村長

厚生労働事務次官

## 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

(通則)

- 1 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 79 号）第 1 条第 2 項に規定する施設（以下「児童福祉施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業に交付する。

(定義)

- 4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成 2 年	児童福祉施設	助産施設	第一種助産施設 第二種助産施設
		乳児院	

<p>8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）とする。）、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第7項に基づく一時預かり事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づく利用者支援事業所、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）による改正後の母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「改正母子保健法」という。）第17条の2に基づく産後ケア事業を行う施設、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設及び平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」に基づく拠点</p>	<p>一時保護施設</p> <p>職員養成施設</p> <p>児童自立生活援助事業所</p> <p>地域子育て支援拠点事業所</p> <p>一時預かり事業所</p> <p>小規模住居型児童養育事業所</p> <p>利用者支援事業所</p> <p>産後ケア事業を行う施設</p> <p>子育て支援のための拠点施設</p> <p>市区町村子ども家庭総合支援拠点</p>	<p>母子生活支援施設</p> <p>児童厚生施設</p> <p>児童養護施設</p> <p>児童心理治療施設</p> <p>児童自立支援施設</p> <p>児童家庭支援センター</p>	
<p>(2)売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護施設、同法第36条</p>	<p>一時保護施設</p> <p>婦人保護施設</p>		

に基づく要保護 女子を収容保護するための婦 人保護施設			
(3) 上記以外の施設であって、 当該施設について国が当該施 設の設置及び運営についての 基準を定めており、かつ、厚 生労働大臣が特に整備の必要 を認めるもの	その他施設		

(注1) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」（以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。）に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

(注2) 本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種 類	整 備 区 分	整 備 内 容
新 設	創 設	新たに施設を整備すること。
修 理	大規模修繕等	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。  地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消

		防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改 造	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡 張	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
整 備	スプリンクラー設備等整備	平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備	令和 2 年 4 月 20 日子発 0420 第 8 号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱いについて」により整備をすること。
	防犯対策強化に係る整備	平成 29 年 6 月 15 日雇児発 0615 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業((4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第 35 条第 2 項又は第 3 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第 12 条の 4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）
ウ 職員養成施設	児童福祉法第 35 条第 10 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項	指定都市、中核市若しくは市町村
カ 一時預かり事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項	指定都市、中核市若しくは市町村
キ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ク 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号	指定都市、中核市若しくは市町村
ケ 産後ケア事業を行う施設	改正母子保健法第 17 条の 2	指定都市、中核市若しくは市町村
コ 子育て支援のための拠点施設	平成 11 年 1 月 7 日児発第 14 号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村
サ 市区町村子ども家庭総合支援拠点	平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」	指定都市、中核市、市町村

(2) 売春防止法に基づく施設		
ア 婦人相談所一時保護施設	売春防止法第 34 条第 5 項	都道府県 指定都市
イ 婦人保護施設	売春防止法第 36 条	都道府県
(3) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県、指定都市、 中核市、市町村

(2) (1) の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI 事業」という。）。

(3) 平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」により指定都市、中核市及び市町村が行う学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業。

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 2 項又は第 3 項	都道府県又は指定都市、 中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第 12 条の 4	都道府県又は指定都市、 中核市若しくは市（特別区を含む。）
(2) 売春防止法に基づく施設		
ア 婦人相談所一時保護施設	売春防止法第 34 条第 5 項	都道府県 指定都市
イ 婦人保護施設	売春防止法第 36 条	都道府県

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（6）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）



①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設 イ 児童自立生活援助事業所 ウ 地域子育て支援拠点事業所 エ 一時預かり事業所 オ 小規模住居型児童養育事業所 カ 利用者支援事業所 キ 産後ケア事業を行う施設	児童福祉法第 35 条第 4 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号 改正母子保健法第 17 条の 2	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く。）
(2) 婦人保護施設	売春防止法第 36 条	社会福祉法人
(3) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(注)「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第 6 条の 3 第 8 項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第 6 条の 3 第 6 項、一時預かり事業所にあつては同法第 6 条の 3 第 7 項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号、改正母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 17 条の 2 に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

(6) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
(2) 婦人保護施設	売春防止法第 36 条	社会福祉法人

(交付金の対象除外)

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 以下の i～iii の要件をいずれも満たし、『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和 3 年 2 月 4 日付け子家発 0204 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院もしくは児童養護施設に係る整備事業

i 概ね 10 年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。

ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。

※ 乳児院にあつては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」

iii 概ね 10 年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を

除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(2) 産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円

を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

### (3) (1) 及び (2) 以外の場合

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設（児童厚生施設を除く。）が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」及び「母子生活支援施設」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」及び「児童心理治療施設」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) 次の表の④及び⑤欄に掲げる「児童福祉施設等」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

1 区 分	2 対象施設の種類
① 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	助産施設 乳児院 母子生活支援施設
② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	乳児院 児童心理治療施設
③ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	乳児院 児童心理治療施設
④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設	児童福祉施設等(児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。)
⑤ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設	児童福祉施設等(児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。)

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合（(2)に掲げる場合を除く。）

ア 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

イ 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

ウ 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

エ 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙 7 の様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税



額を国庫に返還しなければならない。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

コ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

サ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

シ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ス この交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人 JKA 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県、指定都市、中核市又は市町村が社会福祉法人等が実施する施設整備事業に対して補助する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びケに掲げる条件

イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(ア) (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ、シ及びスに掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県、指定都市、中核市又は市町村」と読み替えるものとする。

(イ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受け

ないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

エ 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### (申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに各地方厚生（支）局長に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生（支）局長は、12又は13による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(状況報告)

15 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村は、交付金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

(実績報告)

16 この交付金の事業の実績報告は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（11の（1）のウ又は（2）のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

17 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により8、12、13、15及び16に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

## 算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合  (ア) 別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。  (イ) 沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) 第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画 (以下「沖縄振興計画」という。) に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。  (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和 55 年法律第 63 号) 第 2 条に規定する地震対策緊急整備事業計画 (以下「地震対策緊急整備事業計画」という。) に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設 (木造施設の改築として行う場合) として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。  (エ) 地震防災対策特別措置法 (平成 7 年法律第 111 号) 第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画 (以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」とい</p>	<p>施設の整備 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生 (支) 局長が必要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費 (7 に定める費用を除く。) 及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。) 並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費 (PFI 事業に限る。)。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き (以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む (以下同じ。))。</p>	別表 1 - 4 のとおり

う。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合（以下、各法に規定する津波避難対策緊急事業計画を「津波避難対策緊急事業計画」という。）には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

イ 1 施設当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準

とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表2-1及び2-2に掲げる1世帯当たり交付

基礎点数に定員（世帯）  
を乗じて得たものを基準  
とする。

エ 1 グループケア当たり交  
付基礎点数を適用する場合  
(ア) 別表 2 に掲げる 1 グル  
ープケア当たり交付基礎  
点数にグループケア数を  
乗じて得たものを基準と  
する。

(イ) 沖縄振興計画に基づく  
事業として行う場合には  
別表 2 に掲げる 1 グル  
ープケア当たり交付基礎点  
数にグループケア数を乗  
じて得たものを基準とす  
る。

(ウ) 地震対策緊急整備事業  
計画に基づいて実施され  
る事業のうち、同法別表  
第 1 に掲げる児童福祉施  
設（木造施設の改築とし  
て行う場合）として行う  
場合には別表 2 に掲げる  
1 グループケア当たり交  
付基礎点数にグループケ  
ア数を乗じて得たものを  
基準とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇  
年計画に基づいて実施さ  
れる事業のうち、同法別  
表第 1 に掲げる児童福祉  
施設（木造施設の改築と  
して行う場合）として行  
う場合には別表 2 に掲げ  
る 1 グループケア当たり  
交付基礎点数にグループ  
ケア数を乗じて得たもの  
を基準とする。

(オ) 津波避難対策緊急事業  
計画に基づいて実施され  
る事業のうち、同項第 4  
号に基づき政令で定める  
施設として行う場合には  
別表 2 に掲げる 1 グル  
ープケア当たり交付基礎点  
数にグループケア数を乗

じて得たものを基準とする。

オ 一部改築及び拡張

平成 20 年 6 月 12 日雇児  
発第 0612005 号厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局長通  
知「次世代育成支援対策施  
設整備交付金における一部  
改築及び拡張に係る交付金  
の算出方法の取扱いについ  
て」により算出されたもの  
を基準とする。

カ 豪雪地帯対策特別措置法

(昭和 37 年法律第 73 号)

第 2 条第 2 項の規定に基づ  
き指定された特別豪雪地  
帯、奄美群島振興開発特別  
措置法(昭和 29 年法律第  
189 号)第 1 条に規定され  
た奄美群島、離島振興法

(昭和 28 年法律第 72 号)

第 2 条第 1 項の規定に基づ  
き指定された離島振興対策  
実施地域、小笠原諸島振興  
開発特別措置法(昭和 44  
年法律第 79 号)第 4 条第

1 項に規定された小笠原諸  
島又は沖縄振興特別措置法  
(平成 14 年法律第 14 号)

第 3 条第 1 項第 3 号に規定  
された離島のいずれかに所  
在する場合は、上記に定め  
る方法により算定されたも  
のに対して 0.08 を乗じて  
得たものを加算する。

キ 積雪寒冷地域(寒冷地手

当支給規則(昭和 39 年総  
理府令第 33 号)別表 1 に  
掲げる地域(国家公務員  
の寒冷地手当支給地域)  
とする。)に所在する下  
記に掲げる対象施設の体  
育施設にあつては、別表  
2 に定める交付基礎点数  
を基準とする。

ただし、地震対策緊急整



		<p>備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には、別表2に定める交付基礎点数を基準とする。</p> <p>〈対象施設〉  婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設</p> <p>ク 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表2に定める交付基礎点数を基準とする。</p> <p>ケ 1拠点当たり交付基礎点数を採用する場合  別表2に掲げる1拠点当たり交付基礎点数を基準とする。</p>		
	特殊付帯工事費	別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備	別表2に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借	

	工事費		料、工事費又は工事請負 費	
--	-----	--	------------------	--

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

## 算 定 基 準

(別表1-1、別表1-3、別表3、別表4及び別表5に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>大規模修繕等、その他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た点数(以下「実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た点数」という。)がこれに満たないときは、実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た点数とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準に厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>	別表1-4のとおり
	スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	別表2による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費	
	仮施設設置整備工事費	大規模修繕等については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額	仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数（以下「実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数とする。

耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次により算出されたものを基準とする。

ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合  
別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合  
別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。

## 算 定 基 準

(防犯対策強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。</p>	<p>防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	別表 1 - 4 のとおり

	<p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方を見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p>	
--	---	--

別表 1 - 4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合

①交付要綱の 8（1）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設	2 / 3	{ - }	{ 1 / 3 }
都道府県が設置する場合 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設	2 / 3	{ 1 / 3 }	{ - }

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設	2 / 3	{ - }	{ 1 / 1 2 }	{ 1 / 4 }
都道府県が設置主体に補助する場合 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設	2 / 3	{ 1 / 1 2 }	{ - }	{ 1 / 4 }

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

②交付要綱の8（2）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ - }	{ 1/3 }

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ - }	{ 1/1 2 }	{ 1/4 }
都道府県が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ 1/1 2 }	{ - }	{ 1/4 }

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。



③交付要綱の8（3）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1/3	[ 1/3 ]	[ 1/3 ]
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1/3	[ 2/3 ]	[ - ]
児童厚生施設以外（市町村が設置する場合）	1/2	[ - ]	[ 1/2 ]
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1/2	[ 1/2 ]	[ - ]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 （市町村が設置主体に補助する場合）	1/3	[ - ]	[ 1/3 ]	[ 1/3 ]
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/3	[ 1/3 ]	[ - ]	[ 1/3 ]
児童厚生施設以外 （市町村が設置主体に補助する場合）	1/2	[ - ]	[ 1/4 ]	[ 1/4 ]
児童厚生施設以外 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/2	[ 1/4 ]	[ - ]	[ 1/4 ]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

別表 1 - 4

交付要綱の 9（国の財政上の特別措置）に基づく整備

① 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・ 乳児院	2 / 3	{ - }	{ 1 / 3 }
都道府県が設置する場合 ・ 乳児院	2 / 3	{ 1 / 3 }	{ - }
市町村が設置する場合 ・ 助産施設 ・ 母子生活支援施設	3 / 4	{ - }	{ 1 / 4 }
都道府県が設置する場合 ・ 助産施設 ・ 母子生活支援施設	3 / 4	{ 1 / 4 }	{ - }

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・ 乳児院	2 / 3	{ - }	{ 1 / 1 2 }	{ 1 / 4 }
都道府県が補助する場合 ・ 乳児院	2 / 3	{ 1 / 1 2 }	{ - }	{ 1 / 4 }
市町村が補助する場合 ・ 助産施設 ・ 母子生活支援施設	3 / 4	{ - }	{ 1 / 8 }	{ 1 / 8 }
都道府県が補助する場合 ・ 助産施設 ・ 母子生活支援施設	3 / 4	{ 1 / 8 }	{ - }	{ 1 / 8 }

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

- ② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条第 1 項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・ 乳児院 ・ 児童心理治療施設	2 / 3	{ - }	{ 1 / 3 }
都道府県が設置する場合 ・ 乳児院 ・ 児童心理治療施設	2 / 3	{ 1 / 3 }	{ - }

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・ 乳児院 ・ 児童心理治療施設	2 / 3	{ - }	{ 1 / 1 2 }	{ 1 / 4 }
都道府県が補助する場合 ・ 乳児院 ・ 児童心理治療施設	2 / 3	{ 1 / 1 2 }	{ - }	{ 1 / 4 }

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

- ③ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）  
 第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項  
 第 4 号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対  
 策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対  
 策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設を  
 整備する場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
市町村が設置する場合 ・ 児童福祉施設等（児童厚生施設、児童家庭支 援センター、職員養成施設、その他施設を除く） ※児童厚生施設の場合	2 / 3 ※ 1 / 3	[ - ] [※ 1 / 3]	[ 1 / 3 ] [※ 1 / 3]
都道府県が設置する場合 ・ 児童福祉施設等（児童厚生施設、児童家庭支 援センター、職員養成施設、その他施設を除く） ※児童厚生施設の場合	2 / 3 ※ 1 / 3	[ 1 / 3 ] [※ 2 / 3]	[ - ] [ - ]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
市町村が補助する場合 ・ 児童福祉施設等（児童厚生施設、児童家庭支 援センター、職員養成施設、その他施設を除 く） ※児童厚生施設の場合	2 / 3 ※ 1 / 3	[ - ] [ - ]	[ 1 / 1 2 ] [※ 5 / 12]	[ 1 / 4 ] [※ 1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・ 児童福祉施設等（児童厚生施設、児童家庭支 援センター、職員養成施設、その他施設を除 く） ※児童厚生施設の場合	2 / 3 ※ 1 / 3	[ 1 / 1 2 ] [※ 5 / 12]	[ - ] [ - ]	[ 1 / 4 ] [※ 1 / 4]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

別表 2

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	6,557
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	3,413
初度設備相当加算	1 人 当 たり	56
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 たり	480
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 たり	960
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 たり	1,440
心理療法室整備加算	1 施設当たり	17,767
助産施設本体	1 人 当 たり	3,468
初度設備相当加算	1 人 当 たり	381
乳児院本体	1 人 当 たり	2,188
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	56
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	26
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	2,133
心理療法室整備加算	1 施設当たり	17,767
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	601
初度設備相当加算	1 人 当 たり	49
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	525
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	754
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	3,413
母子生活支援施設本体	1 世帯当たり	7,920
初度設備相当加算	1 世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1 施設当たり	17,767
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 世帯当たり	4,354
初度設備相当加算	1 世帯当たり	49
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	754
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人 当 たり	1,083
初度設備相当加算	1 人 当 たり	15

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1 施設当たり	14,546
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,150
放課後児童クラブ室設置加算	1 施設当たり	3,082
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	11,141
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,150
放課後児童クラブ室設置加算	1 施設当たり	3,082
児童センター (336.6㎡以上)	1 施設当たり	21,913
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,150
放課後児童クラブ室設置加算	1 施設当たり	3,082
大型児童センター (500㎡以上)	1 施設当たり	29,236
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,083
移動型児童館用車両	1 施設当たり	1,718
児童養護施設本体	1 人当たり	3,347
初度設備相当加算	1 人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当たり	5,196
心理療法室整備加算	1 施設当たり	17,767
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	1,225
初度設備相当加算	1 人当たり	49
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	754
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人当たり	196
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	3,413
児童心理治療施設本体	1 人当たり	3,960
初度設備相当加算	1 人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当たり	4,802
心理療法室整備加算	1 施設当たり	27,307
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	3,413
通所部門整備加算	1 人当たり	1,651
初度設備相当加算	1 人当たり	47

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	4,704
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,535
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,767
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,413
通所部門整備加算	1人当たり	1,651
初度設備相当加算	1人当たり	47
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	10,787
職員養成施設本体	1人当たり	1,837
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,759
初度設備相当加算	1人当たり	56
児童自立生活援助事業所	1人当たり	4,343
初度設備相当加算	1人当たり	56
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	8,817
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	8,817
一時預かり事業所	1施設当たり	8,817
利用者支援事業所	1施設当たり	8,817
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	10,787
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	8,817
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,866
初度設備相当加算	1世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,767
保育室整備加算	1人当たり	754
学習室整備加算	1人当たり	754
婦人保護施設本体	1世帯当たり	4,507
初度設備相当加算	1世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,767

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(令和2年4月20日子発0420第8号)によるものとする。

■ 交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	5,202
初度設備相当加算	1人当たり	572
乳児院本体	1人当たり	2,917
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	75
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	35
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,844
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,689
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	802
初度設備相当加算	1人当たり	65
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	700
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,006
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,551
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,881
初度設備相当加算	1世帯当たり	85
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,650
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,531
初度設備相当加算	1世帯当たり	73
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,132
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,624
初度設備相当加算	1人当たり	22

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。  
2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）  
3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。  
4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。  
5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。  
6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
7 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）



- 交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	2,917
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	75
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	35
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	2,844
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,689
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	802
初度設備相当加算	1人当たり	65
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	700
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,006
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,551
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,280
初度設備相当加算	1人当たり	75
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,403
心理療法室整備加算	1施設当たり	36,409
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,551
通所部門整備加算	1人当たり	2,202
初度設備相当加算	1人当たり	62

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	8,656
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
初度設備相当加算	1人当たり	75
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	633
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,266
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,899
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
助産施設本体	1人当たり	4,577
初度設備相当加算	1人当たり	503
乳児院本体	1人当たり	2,888
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	75
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,816
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	794
初度設備相当加算	1人当たり	64
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	693
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	996
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,455
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	5,747
初度設備相当加算	1世帯当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	996
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,429
初度設備相当加算	1人当たり	20

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1 施設当たり	19,201
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,519
放課後児童クラブ室設置加算	1 施設当たり	4,069
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	14,706
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,519
放課後児童クラブ室設置加算	1 施設当たり	4,069
児童センター (336.6㎡以上)	1 施設当たり	28,925
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,519
放課後児童クラブ室設置加算	1 施設当たり	4,069
大型児童センター (500㎡以上)	1 施設当たり	38,592
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,749
移動型児童館用車両	1 施設当たり	2,268
児童養護施設本体	1 人当たり	4,419
初度設備相当加算	1 人当たり	75
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	6,859
心理療法室整備加算	1 施設当たり	23,452
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	1,617
初度設備相当加算	1 人当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	996
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人当たり	259
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	4,505
児童心理治療施設本体	1 人当たり	5,227
初度設備相当加算	1 人当たり	75
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	6,339
心理療法室整備加算	1 施設当たり	36,045
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	4,505
通所部門整備加算	1 人当たり	2,180
初度設備相当加算	1 人当たり	62

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,209
初度設備相当加算	1人当たり	75
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	7,307
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,505
通所部門整備加算	1人当たり	2,180
初度設備相当加算	1人当たり	62
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	6,281
初度設備相当加算	1人当たり	75
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,733
初度設備相当加算	1人当たり	75
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	11,639
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	11,639
一時預かり事業所	1施設当たり	11,639
利用者支援事業所	1施設当たり	11,639
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	14,239
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	11,639
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,783
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452
保育室整備加算	1人当たり	996
学習室整備加算	1人当たり	996
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,949
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,452

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1（児童厚生施設については3分の1）以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」（令和2年4月20日子発042第8号）によるものとする。

■ 交付基礎点数表（児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	2,917
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	75
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	35
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	2,844
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,689
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	802
初度設備相当加算	1人当たり	65
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	700
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,006
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,551
児童養護施設本体	1人当たり	4,463
初度設備相当加算	1人当たり	75
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,928
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,689
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,633
初度設備相当加算	1人当たり	65
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,006
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	262
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,551

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 乳児院、児童養護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■ 交付基礎点数表（産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合）

	単位	交付基礎点数
産後ケア事業を行う施設	1 施設当たり	14,382

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づき行う事業	地震対策緊急計画に基づく事業	緊急防災五箇場整備事業	津波避難対策緊急避難場	児童養護施設等	産後ケア事業を行う施設
児童相談所一時保護施設	1人当たり	111	-	-	-	147	-	-
助産施設	1人当たり	180	270	-	-	238	-	-
乳児院	1人当たり	105	140	140	-	138	140	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	385	577	-	-	508	-	-
児童厚生施設本体								
小型児童館	1施設当たり	768	-	-	-	1,013	-	-
児童センター	1施設当たり	1,156	-	-	-	1,526	-	-
大型児童センター	1施設当たり	1,545	-	-	-	2,040	-	-
児童養護施設	1人当たり	163	-	-	-	215	217	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	187	-	249	-	246	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	235	-	-	-	310	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	548	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	98	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	411	-	-	-	542	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	366	-	-	-	483	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	502	-	-	-	662	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	502	-	-	-	662	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	502	-	-	-	662	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	502	-	-	-	662	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	548	-	-	-	723	-	730
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	502	-	-	-	662	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	105	-	-	-	138	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	220	-	-	-	291	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計事業場 に 基 づく と し て 行 う 合	地 震 策 急 計 画 、 地 震 防 災 に 基 づく 事 業 の 場 合	津 波 避 難 策 画 に 基 づく 事 業 の 場 合	児 童 養 護 施 設 等 の 地 域 分 散 化 事 業 と し て 行 う 場 合	産 後 ケ ア 事 業 の 創 設 、 増 築 、 増 改 築 事 業 を 行 う 場 合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	201	-	-	265	-	-
助産施設	1人当たり	338	507	-	446	-	-
乳児院	1人当たり	187	280	249	246	249	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	699	1,048	-	922	-	-
児童厚生施設本体							
小型児童館	1施設当たり	1,146	-	-	1,513	-	-
児童センター	1施設当たり	1,727	-	-	2,280	-	-
大型児童センター	1施設当たり	2,307	-	-	3,045	-	-
児童養護施設	1人当たり	291	-	-	384	388	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	352	-	469	465	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	414	-	-	547	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	974	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	180	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,714	-	-	2,262	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,521	-	-	2,008	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	890	-	-	1,175	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	890	-	-	1,175	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	890	-	-	1,175	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	890	-	-	1,175	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	974	-	-	1,286	-	1,299
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	890	-	-	1,175	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	199	-	-	262	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	402	-	-	531	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。



■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標 準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	35,107	-
児童心理治療施設	-	46,813

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外）	13,598	18,128
初度設備相当加算	739	1,933
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点）	6,137	/

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612008号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	18,128	12,089
初度設備相当加算	3,227	2,149

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

		スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)	
基準点数 (1 m <sup>2</sup> 当たり)	乳児院		9
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)		1,744
	児童厚生施設及び乳児院以外		6
	児童厚生施設		4

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

		屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)	
基準点数	屋内消火栓設備		
	基本点数		2,830
	m <sup>2</sup> 当たり加算		1
	屋内消火栓箱設置数による加算		146
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)		218

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

		自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)	
基準点数 (1施設あたり)			112

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づいて行う事業	地震対策緊急計画、地震防災五箇年計画に基づく事業	緊急防災五箇年計画に基づく事業	津波避難対策事業	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	8,719	-	-	-	-	-	-
児童厚生施設	5,787	-	-	-	7,639	-	-
子育て支援のための拠点施設	8,402	-	-	-	11,090	-	-
地域子育て支援拠点事業所	8,402	-	-	-	11,090	-	-
一時預かり事業所	8,402	-	-	-	11,090	-	-
利用者支援事業所	8,402	-	-	-	11,090	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	8,402	-	-	-	11,090	-	-
乳児院	-	11,625	-	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	13,079	-	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	11,625	-	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、産後ケア事業を行う施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	-	-	-	-	11,509	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	-	11,625	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	-	11,625

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■定期借地権設定のための一時金加算

	単価（1施設あたり）
<p>乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所</p>	<p>児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別添1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）</p>

別表 3

算 定 基 準  
( そ の 他 施 設 )

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた点数</p> <p>ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた点数</p> <p>木造 厚生労働大臣が必要と認めた点数</p>	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	別表 1 - 4 のとおり
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 4

## 算 定 基 準

(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表 1 - 4 のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 5

## 算 定 基 準

(耐震化等整備事業)

増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合            (ア) 別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。            (イ) 沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) 第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画 (以下「沖縄振興計画」という。) に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。            (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和 55 年法律第 63 号) 第 2 条に規定する地震対策緊急整備事業計画 (以下「地震対策緊急整備事業計画」という。) に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設 (木造施設の改築として行う場合) として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。            (エ) 地震防災対策特別措置法 (平成 7 年法律第 111 号) 第 2 条に規定す</p>	<p>施設の整備 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生 (支) 局長が必要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費 (7 に定める費用を除く。) 及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き (以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む (以下同じ。))。</p>	別表 1 - 4 のとおり

る地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

（ア）別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。

（イ）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。

ウ 一部改築

平成20年6月12日雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。

エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別



	<p>豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して 0.08 を乗じて得たものを加算する。</p>	
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表 6 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	7,459
助産施設本体	1 人 当 たり	4,890
乳児院本体	1 人 当 たり	4,015
母子生活支援施設本体	1 世帯 当 たり	12,253
児童養護施設本体	1 人 当 たり	5,021
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	6,487
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,242
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	7,111
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,242
婦人相談所一時保護施設本体	1 世帯 当 たり	5,087
婦人保護施設本体	1 世帯 当 たり	6,837

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	7,335
乳児院本体	1 人 当 たり	5,353
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	18,379

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
2 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	5,353
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	9,481
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,990

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1 人 当 たり	145	-	-
助産施設	1 人 当 たり	238	357	-
乳児院	1 人 当 たり	140	186	186
母子生活支援施設	1 世帯当たり	509	764	-
児童養護施設	1 人 当 たり	213	-	-
児童心理治療施設	1 人 当 たり	245	-	326
児童自立支援施設	1 人 当 たり	305	-	-
婦人相談所一時保護施設	1 世帯当たり	140	-	-
婦人保護施設	1 世帯当たり	293	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1 人 当 たり	261	-	-
助産施設	1 人 当 たり	441	662	-
乳児院	1 人 当 たり	245	326	326
母子生活支援施設	1 世帯当たり	922	1,383	-
児童養護施設	1 人 当 たり	386	-	-
児童心理治療施設	1 人 当 たり	459	-	612
児童自立支援施設	1 人 当 たり	548	-	-
婦人相談所一時保護施設	1 世帯当たり	256	-	-
婦人保護施設	1 世帯当たり	527	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

別紙 1  
様式 1-1

第 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長  
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付  
申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて  
申請する。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| 1 申請額       | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 2 整備計画概要    | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 3 防犯対策強化計画書 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-3） |
| 4 申請額算出内訳   | 別紙のとおり（別紙1 様式1-5） |

（添付書類）

- ・ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書  
（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」  
の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。



### 3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

### 4. 管内における現在の状況と今後の推移について

#### (1) 児童相談所一時保護施設の状況について（施設ごとに記載すること）

一般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、相談事業の処理件数（過去3年分）、職員の配置状況（過去3年分）、一時保護施設の入所率などの利用状況を必ず添付すること。

#### (2) 児童入所等施設等の状況について（施設ごとに記載すること）

一般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、児童入所等施設（婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設を含む）の整備を行う場合については、様式1-4についても作成されたい。

#### (3) 子育て支援のための拠点施設の状況について（施設ごとに記載すること）

一般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

### 5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について特記すべき事項がある場合は、詳細に記載すること。（施設ごとに記載すること）

※ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第5条及び第6条に規定する耐震改修促進計画や「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画等、耐震化整備に係る計画を策定している場合には、当該計画を添付すること。

## 様式1-2 記入要領

通常整備事業分（耐震化等整備事業以外の整備）、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲み、別葉に作成すること。

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

### 1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～(元号) 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

### 2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。

※必要に応じ、資料を添付すること。

### 3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

策定された行動計画との関連性、ソフト事業等との関連性などについて記入すること。

また、翌年度以降の整備計画などがあれば記入し、将来的な展望等も記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

### 4. 管内における現在の状況と今後の推移について

現在の管内の状況と整備計画を踏まえた今後の推移などについて記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

### 5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う場合は、必ず現在の状況及び整備の必要性について記入すること。

また、地域計画や建物を取り巻く環境など、協議施設との関係で、特殊事情等があり、特記すべき事項がある場合にはあわせて記入すること。





### 様式1-3 記入要領（防犯対策強化に係る整備を実施する場合に記入すること。）

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も合わせて記入すること。

#### 1. 防犯計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：「防犯対策強化」と記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

#### 2. 防犯対策強化に係る整備の概要

※防犯対策の強化に係る整備について、都道府県、市区町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、整備による効果等を具体的に記入すること）

別紙1

様式 1-4 児童入所等施設(婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設を含む)を整備する場合

都道府県・市区町村名:

部(局)課名: \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_

担当者: \_\_\_\_\_ 連絡先: \_\_\_\_\_

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

(単位:人、%)

施設種別	(元号) 年度 *3年度前の年度			(元号) 年度 *2年度前の年度			(元号) 年度 ( 月 末現在) *前年度			(元号) 年度 *本年度
	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定)
乳児院(※1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
母子生活支援施設	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
児童養護施設(※1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
児童心理治療施設(※1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
児童自立支援施設(※1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
婦人相談所一時保護施設	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
婦人保護施設	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(注)定員(暫定)、現員、入所率については、年間平均入所率を記入すること。ただし、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 里親委託率(1の表中(※1)の施設を整備を行う場合)

(単位:%)

(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度
		( 月 日 現在)

【里親委託率算出方法】

$$\text{里親委託率}(\%) = (\text{里親委託児童数} / \text{児童養護施設入所児童数} + \text{乳児院入所児童数} + \text{里親委託児童数}) \times 100$$

過去3か年度分の里親委託率を記入すること。

なお、3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末日現在、前年度については、数値の確定している範囲で記入すること。

3 その他の状況

	(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	備考
人口(人) (※1)				
児童数(人) (※1)				
虐待相談件数(件) (※2)				
非行相談件数(件) (※2)				
母子家庭世帯数(世帯) (※1)(※3)				

(注)過去3か年度分の状況を記入すること。

※1 調査時点については、各年度とも同一月日とすること。また、備考欄に調査時点(月日)を記入すること

※2 3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末日現在の数値を記入すること。前年度については、見込を記入すること。

※3 婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金申請額内訳

都道府県・市区町村名

設置主体	施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B(≦A)円	寄付金その他 の収入額等 C 円	差引額 D(=A-C)円	選定額 E 円	交付基礎点数表による算定額				交付金 基本額 K 円	交付金 所要額 L 円	都道府県 負担額 M 円	市区町村 負担額 N 円
							定員	交付基礎点数 G 点	基準点数 H(=F×G)点	豪雪地 域等加算 I(=H×8%)点				
自治体														
	小計													
自治体以外														
	小計													

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
(2) 交付金算定方法が交付要綱8によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て)をJ欄に記入すること。  
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。  
(4) C欄には、移行時特別積立金を含めること。  
(5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。  
(6) E欄及びJ欄～K欄の小計及びひ計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
(7) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。  
(8) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。(ただし、千円未満は切捨て)

別紙 2  
様式 1-1

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長  
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業  
実績報告について

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度  
次世代育成支援対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類  
を添えて報告する。

- |  |                   |
|--|-------------------|
| 1 精 算 額                                      | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 2 整備計画実績の概要                                  | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 3 防犯対策強化計画実績の概要                              | 別紙のとおり（別紙2 様式1-3） |
| 4 精算額算出内訳                                    | 別紙のとおり（別紙2 様式1-4） |
| 5 事業実績報告書                                    | 別紙のとおり（別紙2 様式1-5） |
| 6 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書<br>（見込書）抄本 |                   |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に  
「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備計画実績の概要

(通常整備事業分、耐震化等整備事業分)

都道府県・市区町村名 \_\_\_\_\_

1. 整備計画実績の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の総事業費	交付金精算額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合 計								

(注) 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

2. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

3. 今後の整備計画について

### 防犯対策強化整備計画実績の概要

都道府県・市区町村名 \_\_\_\_\_

#### 1. 防犯計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額（実績額）	交付金精算額
合 計						

#### 2. 防犯計画と実績との比較及び進捗状況

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金精算額内訳

都道府県・市町村名

設置主体	施設種別	設置者の	対象経費の	寄付金その	差引額	選定額	交付基礎点数表による算定額				交付金	交付金	交付金	交付金	差引過	都道府県	市町村	
		総事業費	実支出(予定)額	他の収入額等			D(=A-C)円	定員	交付基礎点数	基準点数								豪雪地帯等加算
		A 円	B(≤A)円	C 円	D(=A-C)円	E 円	F 円	G 点	H(=F×G)点	I(=H×8%)点	J(=H+I)×1,000 円	K 円	L 円	M 円	N 円	O(=N-L)円	P 円	Q 円
自治体																		
	小計																	
自治体以外																		
	小計																	

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
(2) 交付金算定方法が交付要綱8によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をI欄に記入すること。  
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。  
(4) C欄には、移行時特別積立金を含めること。  
(5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。  
(6) E欄及びJ欄～K欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
(7) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。  
(8) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。(ただし、千円未満は切捨て)

事業実績報告書

1 交付金における実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現 在 定 員	増 加 定 員	合 計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 当該交付金による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（（元号）〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）



(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	特殊附帯工事費	_____円
オ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮施設整備工事費）	_____円
カ	その他の工事費	_____円
キ	地域交流スペース	_____円
ク	合 計	_____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - (ア) 着工年月日
  - (イ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
  - (ア) 工事期間
  - (イ) 仮施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写  
直営の場合は、支払領収書の写  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写  
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙1－6）

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

社会福祉法人〇〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

施工業者  
株式会社 △△△建設  
代表取締役 △△△△

### 工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	(元号) 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円

別紙 3

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金調書

(元号) 年度 厚生労働省所管

(都道府県・市区町村名)

国		地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額 円	歳入			歳出								
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち交付金 相当額 円	支出済額 円	うち交付金 相当額 円	翌年度 繰越額 円	うち交付金 相当額 円		
(項) 児童福祉施設整備費													
(目) 次世代育成支援対策施設整備交付金													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。



(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金による施設の工事進捗状況報告

施設種類 \_\_\_\_\_

(都道府県・市区町村名) \_\_\_\_\_

施設名	設置主体	創設、拡張 等の別	交付金額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日まで の出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備考
合計								

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長  
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の年度終了実績  
報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年  
法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。



番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長  
市町村長

（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。